

3 調査をしなかった事例（要約）

(1) 橋の防護柵の補修と河川整備の要請

市内の河川に架かる橋の防護柵が破損しているにもかかわらず、修理もせず
に放置しているのは行政の怠慢である。付近は通学路でもあることから、早急
に補修工事を行うよう要請する。

また、この河川には泥土が堆積し、木が生えているなど、河川としてまとも
に機能していない。万が一、土石流が発生した場合、すぐに溢れるのは明らか
である。事故が起きる前に早急に整備するよう要請する。

オンブズマンの判断（調査しない旨通知：平成 26 年 10 月）

札幌市オンブズマン条例では、オンブズマンの所轄事項を市の機関の業務の
執行に関する事項と規定しており、市の業務に該当しない事項は、オンブズマ
ンの調査対象外となります。また、申立人が申立ての原因となった事実につい
て利害を有しないときも、オンブズマンの調査対象外となります。申立人は、
付近の子どもたちの安全について心配され、防護柵の修理を要請されていま
すが、申立人自身に利害があるとは言えません。また、本件河川は北海道が管理
しており、この河川の砂防関係業務は、市の機関の業務ではありません。

よって、本件申立てについて、オンブズマンは調査しないこととしましたが、
安全管理の面から、札幌市と北海道の関係機関に本件について情報提供したこ
とを申し添えます。

(2) バス停での並び方

地下鉄駅付近のバス停において、いつも歩道を遮るように乗客が並んでいて、
非常に歩きにくい。スペースを空けて待つとか、横に並んで待つよう指示する
などして通行人の往来に支障が出ないようにしてほしい。

オンブズマンの判断（調査しない旨通知：平成 27 年 2 月）

札幌市オンブズマン条例では、オンブズマンの所轄事項を市の機関の業務の
執行に関する事項と規定しており、市の業務に該当しない事項は、調査対象外
となります。バス停の設置及び管理等は、バス停の設置にあたり道路管理者（本
件道路は国道であるため、国）から道路占用許可を受けているバス会社に対
すべきものであり、市の機関の業務の執行に該当しません。

よって、本件について、オンブズマンは調査しないこととしましたが、本件
申立ての内容を当該バス会社に伝えるよう道路管理者に依頼するとともに、市
の関係部署に対しても、市内バス会社に申立て内容を周知するよう依頼しまし
た。